

北海道都市計画審議会

第311回会議 議事録

と き 令和5年(2023年)2月9日(木)
13時30分から14時15分まで
ところ 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 7階 710会議室

北海道都市計画審議会

署名委員

浅妻 裕

中川 浩利

第311回 北海道都市計画審議会 出席者名簿

1 北海道都市計画審議会委員

区分	所属名	職名	委員名	代理人職名	代理人氏名
学識経験者	北海学園大学	教授	浅妻 裕		
	室蘭工業大学	教授	有村 幹治		
	北海学園大学	教授	岡本 浩一		
	一般社団法人北海道商工会議所連合会	常務理事	佐藤 季規		
	すがさわ法律事務所	弁護士	菅澤 紀生		
	北海道農業会議	会長	中谷 敏明		
関係行政機関	北海道開発局	局長	石塚 宗司	開発監理部 開発調整課開発企画官	山下 香
	北海道財務局	局長	松重 友啓	財 管財総括第一課長	工藤 聡
	北海道運輸局	局長	岩城 宏幸	交通政策部 交通企画課専門官	西村 亜紀子
	北海道警察本部	本部長	鈴木 信弘	交通規制課調査官	鈴木 敏充
市町村長の代表	札幌市	市長	秋元 克広	まちづくり政策局 都市計画部長	高久 政行
	厚真町	町長	宮坂 尚市朗		
北海道議会議員の代表	自民党・道民会議		吉川 隆雅		
	民主・道民連合		中川 浩利		
	民主・道民連合		松本 将門		
	北海道結志会		佐藤 伸弥		

2 事務局職員

職名	氏名
都市計画課長	道脇 正則
都市計画課課長補佐 (景観・基本計画)	平 舘 恵
都市計画課課長補佐 (区域計画・施設計画)	田 村 佳 愛
総括主査兼 基本計画係長	酒 井 渉
専門主任	前 川 尚 志
専門主任	柴 田 直 子
主 事	笠 島 圭 将
区域計画係長	安 栗 大 樹
主査(土地利用)	朝 野 哲 夫
主 任	田 村 佳 文
主 任	二 木 麻 衣
施設計画係長	柴 田 泰 孝
主 任	大 内 紘 基
技 師	古 川 友 啓

職名	氏名
建築指導課審査係長	橋 本 幸 司
技 師	鹿 島 夏 歩

第311回 北海道都市計画審議会

本審査議案

日時：令和5年（2023年）2月9日（木）13時30分～

場所：かでの2・7 7階 710会議室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要
1	◎ 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更 (千歳市)	保留解除
2	◎ 千歳恵庭圏都市計画道路の変更 (千歳市)	一部区域の変更
3	鶴川都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定 (むかわ町)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定

第 311 回 北海道都市計画審議会

決議事項

日時：令和5年（2023年）2月9日（木）13時30分～

場所：かでの 2・7 7階 710会議室

番号	議案名	議案概要
1	北海道都市計画審議会運営規約の改正	「常務委員会で処理する事項」の見直しに伴う変更

○都市計画課課長 ただいまから、「第311回北海道都市計画審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、司会進行を務めさせていただきます、北海道建設部まちづくり局都市計画課長の道脇でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、それぞれ距離を置いた配席としております。

どうぞ、御了承お願いいたします。

お手元に本日の議事資料としまして、次第・名簿・配席図・議案第1号から第3号の議案書及び資料、並びに「北海道都市計画審議会運営規約」の改正に係る議案書及び資料をお配りしております。

不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、ここで、開催要件の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数23名中、委任状出席も含め16名の委員の出席となっておりますので、北海道都市計画審議会条例第5条第1項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、これからの議事につきましては、有村会長に、進行をお願いします。

○有村会長 委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議案の審議に入ります前に、議事録の署名委員として、浅妻委員と中川委員のお二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより議案の審議に入らせていただきますので、報道機関の方の撮影は、これ以降、御遠慮くださるようお願いいたします。

本日の議案は、議事次第のとおり、本審査案件3件と決議事項1件となっております。

それでは、審議に入ります。

議案第1号「千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課 区域計画係長 議案第1号、千歳恵庭圏都市計画、区域区分の変更、北海道決定について御説明いたします。

本案件は、北海道都市計画運営規約に基づき、予備審査で一度、御説明し、今回、本審査にお諮りするものでございます。

スクリーンには千歳恵庭圏の都市計画総括図を示しております。

千歳市はスクリーン左上、北西の札幌、恵庭市方面から南東の千歳方面にＪＲ千歳線、道央自動車道、国道36号が走り、これに沿うように市街地が形成されております。

今回の変更は、千歳市あずさ西地区、北信濃第五地区について、民間開発により住居系土地利用の実施の見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図ろうとするものです。

この地区は、ＪＲ千歳線千歳駅から北方向に概ね２km程度で、東側、南側はあずさ地区、西側は北陽地区の既成市街地に隣接した地区です。

こちらは当該地区周辺の航空写真です。赤い線で囲まれた区域が、今回変更箇所にあずさ西地区、北信濃第五地区であり、青い線で囲まれた区域が隣接する、あずさ地区、北陽地区です。

このように、今回変更箇所は、既成市街地に隣接した地区です。

計画上の位置づけですが、都市計画の基本的な方針を定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「都市計画区域マスタープラン」では、「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」を示しております。

この中で、千歳恵庭圏は、「人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実にになった段階で市街化区域への編入を予定することとする。」としており、今回の編入はこれに沿って行うものです。

それでは、今回の編入に至ることとなった人口の状況と、市街地整備の見通しについて説明いたします。

まず、人口の状況です。

スクリーンでは、千歳恵庭圏の人口の推移を示しております。

千歳恵庭圏については、道央圏の中核的都市として空（くう）・陸交通の要衝であり、人口が増加しております。

このため、千歳市内の既存の住宅地では、人口増加への対応が困難な状況となっていることから、今回新たに市街化区域に編入することとしたものです。

次に、市街地整備の見通しについて、位置の選定、開発の確実性、規模の妥当性の観点から説明いたします。

まず、位置について説明いたします。

今回の箇所は、千歳市で策定した千歳市都市計画マスタープランにおいて、必要に応じて新たな住宅地の形成を検討する地域に位置付けられた箇所です。

交通面では、ＪＲ千歳駅から直線距離でおおむね２km程度の位置にあり、今回の編入地

区に隣接し中心市街地を通るバス路線があること、また、9線通、道道島松千歳線も近接していることから、利便性の高い地区となっております。

また、あずさ地区、北陽地区の住宅地に隣接していることから、既存の都市施設を有効活用しつつ、一体的かつ効率的な整備が可能であります。

次に、開発の確実性について説明いたします。

本地区は土地区画整理事業および開発行為による開発を予定しており、この開発計画においては、すべての地権者がこの開発計画に同意しており、土地の取得もスムーズに進むと考えられます。

このほかに、この開発計画にあたり、道路や上下水道などの各公共施設管理者との協議が概ね終了している状況です。

このような状況でありますことから、確実に開発が行われるものと考えております。

次に、規模の妥当性について説明いたします。

市街化区域の規模は、国勢調査などを反映させた都市計画基礎調査の結果を踏まえて検討します。

ここでは、予想される将来人口などから、目標年次における市街化区域内人口、いわゆる人口フレームや、適正な人口密度から市街地規模を算定することとしております。

千歳恵庭圏では、令和2年度に実施した区域区分の定時見直しにおいて、目標年次の令和7年度の人口を推計しています。

令和2年度時点では、増加する人口の一部については、市街化の見通しが明らかになった段階で市街化区域に編入する1,431人を、一般保留としておりました。

そのうち、今回、民間開発により住居系土地利用の実施の見通しが確実となったことから、保留していた670人をこの地区に配置することとしました。

一方、今回の市街化区域編入の16.7haのうち、道路、緑地、公園、調整池、公共施設用地を除いた7.0haが、住居の用地となります。

この7.0haに、670人を配置することから、人口密度は1haあたり95人となります。

なお、国が示している都市計画運用指針では、一般的な地域にあたっては1haあたり80人以上が目標となっております。

今回編入する16.7haは、将来の増加する人口に基づく推計面積の範囲内であるため、妥当な規模と考えております。

以上の観点から検討を行った結果、当該区域を市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図るものです。

こちらは、開発計画の概要です。

このうち、道路、緑地、公園、調整池、公共施設用地を除いた黄色及びグレー部分が宅地となっています。

今回の変更により、千歳恵庭圏の市街化区域の面積は16.7ha拡大し、5,095haとなります。

また、計画人口は変わりませんが、この内数の保留人口が1,431人から761人になります。

なお、本案件とあわせ、関連する都市計画として、用途地域、地区計画、道路、公園、下水道がございます。

このうち、都市計画道路の一路線の変更については、北海道の決定となり、このあとの議案第2号で御説明いたします。このほかの都市計画は、千歳市の決定となり、千歳市において手続きが進められています。

本案件につきまして、都市計画法第17条第1項に基づき、1月6日から1月20日まで縦覧に供しましたが、「縦覧者」、「意見の提出」は、ともにありませんでした。

議案第1号の説明は、以上でございます。

○有村会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明ありました議案第1号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見等はないようですので、本議案を原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、議案第2号「千歳恵庭圏都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課 施設計画係長 議案第2号、千歳恵庭圏都市計画道路の変更について説明いたします。

こちらは、道路隣接地の市街化区域拡大に伴う千歳市の都市計画道路の一部区域の変更議案でございます。

スクリーンを御覧ください。

こちらは、千歳恵庭圏都市計画の総括図で千歳市の区域を示しております。

議案第2号は、議案第1号の隣接地であるため同じ総括図を使用しております。

はじめに、変更する都市計画道路の概要について御説明いたします。

議案第2号の9線通は、千歳市北斗3丁目の用途地域界を起点とし、千歳市北信濃の都市計画道路28号通との交点を終点とする幹線街路です。

こちらが、総括図を拡大したものになります。

議案第2号の9線通は、昭和49年に当初決定され、直近では平成21年7月に路線の一部区域の変更を行い、現在、延長約2,780m、代表幅員18m、2車線の道路として都市計画決定されております。

今回の変更箇所は、千歳市北信濃、現在、市街化調整区域に隣接している箇所になります。

変更の内容について御説明します。

先ほど御説明いたしました変更箇所が、こちらとこちらになります。

当該道路右側の区域につきましては、市街化調整区域であり、道路の沿道で都市的土地利用は想定されないことから、道路より低いところに一部ある背後地との高低差は盛土の法面で処理し、法面を含めて都市計画決定しております。

しかし、議案第1号で御説明しました、あずさ西地区及び北信濃第5地区における、土地区画整理事業及び開発行為実施に伴う市街化区域拡大により都市的土地利用が可能となり、当該地において造成が行われるため、道路と背後地において高低差が一部あったものが解消されることから、盛土法面として計画決定していた区域を縮小し、沿道土地利用と整合を図ろうとするものです。

これにより、変更後の都市計画道路区域は、現道の総幅員となります。

なお、千歳市の都市計画マスタープランでは、社会情勢の変化や都市交通のニーズに応じて周辺環境と調和し、快適な住環境に配慮した道路づくりを推進することとしており、今回の変更はマスタープランに則しているものと判断しております。

本案件につきまして、都市計画法第17条第1項に基づき、1月6日から1月20日まで縦覧に供しましたが、「縦覧者」、「意見の提出」は、ともにございませんでした。

議案第2号の説明については、以上でございます。

○有村会長 それでは、ただいまの議案第2号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、御意見等はないようですので、本議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「鶴川都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○**建築指導課 審査係長** 議案第3号、鶴川都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定、むかわ町について、説明いたします。

本議案は、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域について、建築基準法の規定に基づき、特定行政庁である北海道が、容積率、建蔽率、道路斜線勾配、隣地斜線勾配の数値を定めるものであります。

用途地域内の容積率と建蔽率につきましては、都市計画で定めることとなっており、道路斜線勾配と隣地斜線勾配につきましては、建築基準法で用途地域ごとに数値が定められております。

一方、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域につきましては、これらの数値は建築基準法に基づき、特定行政庁が、土地利用の状況等を考慮して、都市計画審議会の議を経て定めることとなっております。

それでは、今回の指定内容について、説明いたします。

こちらは、鶴川都市計画区域の総括図です。

むかわ町において今回変更しようとする箇所が、赤点線で囲まれた範囲となります。

現在のむかわ町の都市計画区域の面積は約10,947haであり、そのうち、用途地域の面積が約289.6ha、残りの約10,657.4haが白地地域となっております。

今回、鶴川都市計画用途地域の変更に伴い、新たに白地地域が生じることから、建築基準法の規定に基づき、それぞれの数値の指定を行うものです。

なお、用途地域の拡大、縮小については、むかわ町が、むかわ町都市計画審議会の議を経て、決定するものであり、平行して手続きが進められております。

こちらは、白地地域の変更箇所を示した「文京地区」で、変更される「文京地区①」の部分拡大した図です。

「文京地区①」では、白地地域から第一種中高層住居専用地域に変更となるものです。

こちらは、白地地域の変更箇所を示した「大原地区」で、変更される「大原地区①及び②」の部分拡大した図です。

赤の囲いは、用地地域から白地地域に変更となるもの、青の囲いは、白地地域から用途地域に変更となるものを示しております。

青色の「大原地区①」は、白地地域から第一種住居地域に変更となるものです。

赤色の「大原地区②」は、第一種住居地域から白地地域に変更となるものです。

最後に、お手元の資料 2 ページの新旧対照表についてですが、上段が変更前、下段が変更後となっております。

面積の増減としましては、約 0.3ha の減となります。

今回、指定する建築形態制限の内容としましては、既存の制限内容と同様とし、容積率を10分の20、建蔽率を10分の6、道路斜線勾配を1.5、隣地斜線勾配を2.5とするものです。

議案第3号につきましては、以上でございます。

○有村会長 ありがとうございます。

ただいまの議案第3号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○岡本委員 岡本です。

説明、ありがとうございます。

説明がわかりにくかったのですが、結局、白地になるところの大原地区②の所が、こちらの形態制限に関する数字を採用することになります、ということなのでしょうか。

○有村会長 事務局から回答願います。

○建築指導課 審査係長 御質問のありました事項ですけれども、おっしゃるとおり、大原地区②の部分、第一種住居地域が白地に変わるということで、今回、資料の最後で示させていただいた新旧対照表に記載のとおり、容積率、建蔽率、道路斜線勾配、隣地斜線勾配について、現状と同じ数字で指定させていただくという内容となっております。

白地から、第一種住居地域ないし第一種中高層住居専用地域に変わるものにつきましては、面積の変更が生じたので、参考として掲載させていただきました。

○岡本委員 わかりました。ありがとうございます

○有村会長 ありがとうございます。

それでは、他に御意見、御質問はありますか。

○浅妻委員 御提案内容に異議があるわけではないですが、質疑があった大原地区の①と②が、用途地域が入れ替わったような形だと思うのですが、参考までに、入れ替わった理由がわかれば教えていただきたいのですが。

○有村会長 事務局から回答願います。

○都市計画課 主査（土地利用） むかわ町が用途地域の変更の決定をするのですが、ちょうど、この大原地区の、資料で示している色の境界線になっているところについては、道路の中心線で用途地域界を決めていたものだったのですが、道路の線形が変わったこと

により、引き続き、道路の中心線で用途地域界をとるとすると、用途地域を変更する必要性が生じた。

この変更で、白地の増減が生じ、建築基準法の規定に基づく指定も変えていかなければいけなくなることになります。

○浅妻委員 わかりました。

ありがとうございます。

○有村会長 変更前の道路の線形の図があり、こういう形で道路を変更したことで、今回の変更になった、と示されれば、おそらく、わかりやすかったと思います。

他に、質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、他に御意見等はないようですので、本議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議事項「北海道都市計画審議会運営規約の改正」について、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課 基本計画係長 それでは、北海道都市計画審議会運営規約の改正について御説明いたします。

お手元には資料として「北海道都市計画審議会運営規約の改正について」をお配りしています。

本資料の前半1ページから8ページまでは、スクリーンに映し出しているパワーポイントデータを印刷したものであり、9ページから13ページまでは、北海道都市計画審議会運営規約の改正案、14ページ以降は同規約改正の新旧対照表となっています。

それでは、スクリーンに映し出しているパワーポイントデータに沿って説明を進めてまいります。

はじめに、都市計画審議会に関する規定について御説明いたします。

北海道都市計画審議会は、都市計画法第77条第1項の規定により設置され、組織及び運営に関し必要な事項は同条第3項の規定により、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」、「北海道都市計画審議会条例」、「北海道都市計画審議会条例施行規則」及び「北海道都市計画審議会運営規約」において定められています。

次に北海道都市計画審議会における審議区分について、ご説明いたします。

北海道都市計画審議会には、審議案件のうち軽易なものを審査するため、北海道都市計画審議会条例第6条の規定により常務委員会を設置しています。

また、北海道都市計画審議会で審査する案件のうち、都市計画法に関するものについては、北海道都市計画審議会運営規約第3条の規定により、常務委員会で審査するものを除き、予備審査を実施しています。

以上の常務委員会の設置及び予備審査の実施を踏まえ、北海道都市計画審議会における審議は、軽易なものは常務委員会で1回審査、その他の一般案件のうち、都市計画法に関する案件は審議会で予備審査と本審査の2回審査、他法令に関する案件は審議会で1回審査となります。

北海道都市計画審議会における審議フローを都市計画法に関する案件と他法令に関する案件別に整理すると、都市計画法に関する案件のうち審議会案件は、審議会での予備審査、各種法定手続き、審議会での本審査の流れとなり、常務委員会案件は、各種法定手続き、常務委員会での審査の流れとなります。

他法令に関する案件は、審議会案件は審議会での審査、常務委員会案件は常務委員会での審査となります。

次に常務委員会における審査について、御説明いたします。

常務委員会で審査する案件は、北海道都市計画審議会運営規約第2条及び別紙1において定められています。

お手元の資料の14ページの北海道都市計画審議会運営規約改正の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は左列が改正案、中央列が改正前、右列が改正概要を示しています。

16ページを御覧ください。

改正前の別紙1の別表第1に常務委員会で審査する全13項目が定められており、都市計画に関する主なものとして、「(1)の国土交通大臣の同意が不要である都市施設に関する都市計画の決定又は変更」や「(5)の準都市計画区域の指定又は変更」が定められています。

次に現在の常務委員会の取扱いについて御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。

平成12年4月1日に施行された平成11年の都市計画法改正により、市町村に市町村都市計画審議会を置くことができるようになったため、北海道都市計画審議会での審議件数の減少が見込まれたことから、平成12年7月以降は常務委員会で審査する案件も審議会にお

いて審査しています。

その結果、現在の審議フローは都市計画法に関する案件も他法令に関する案件もすべて審議会において審査することとなっています。

次に常務委員会に関する規定の改正について御説明いたします。

はじめに、北海道都市計画審議会運営規約の改正の必要性について御説明いたします。

都市計画法に関する案件については、令和5年度以降、常務委員会案件として、「準都市計画区域の変更」や北海道新幹線の整備に関連する「国土交通大臣の同意が不要である都市施設の決定又は変更」を予定していますが、現在の北海道都市計画審議会運営規約の規定では両案件ともに常務委員会案件のため予備審査を実施しないこととなります。

市町村都市計画審議会が法定化される平成11年度以前は当審議会における審議件数が多かったため、審議案件のうち軽易なものは常務委員会で審査することとし予備審査を実施していませんでしたが、本来は、各種法定手続きに付す案を審議会の意見を反映した案とするために予備審査を実施するべきであり、現在の審議件数を鑑み、今後はすべての案件について予備審査を実施することが望ましいと考えられます。

また、他法令に関する案件については、常務委員会案件も審議会で審査することとしているため、審議フローが実態上同じものとなっています。

以上の事由から、北海道都市計画審議会運営規約における常務委員会に関する規定を改正しようとするものです。

次に、北海道都市計画審議会運営規約の改正内容について御説明いたします。

第2条について、「北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、別紙1によるものとする。ただし、常務委員会が処理する事項については、当分の間、審議会で処理することとする。」から「北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、必要に応じて審議会の議を経て定めるものとする。」と改正し、あわせて常務委員会案件を定めている別紙1を削除します。

また、第2条の改正に伴い、第3条について、「常務委員会で処理する事項を除く」との規定を削除します。

さらに、第2条の改正に伴う別紙1の削除により、第7条第3項及び第9条第2項について、別紙番号の繰り上げによる変更を行います。

なお、この改正により「常務委員会で処理する事項」は必要に応じて審議会の議を経て定めることとなりますが、現状では審議件数が審議会で審査することが可能な件数であることから、当分の間は定めないものとします。

お手元の資料の14ページの北海道都市計画審議会運営規約改正の新旧対照表をご覧ください

さい。

14ページの第2条及び第3条並びに15ページの第7条第3項及び第9条第2項において、先に説明しました所要の改正を行い、16ページの別紙1の削除、17ページ及び18ページの別紙番号の繰り上げによる変更を行います。

スクリーンを御覧ください。

北海道都市計画審議会運営規約改正後の審議フローは、都市計画法に関する案件は、すべて、審議会での予備審査、各種法定手続き、審議会での本審査の流れとなり、他法令に関する案件は、すべて、審議会での審査となります。

最後に、北海道都市計画審議会運営規約の改正による審議件数への影響について御説明いたします。

平成29年度から令和4年度までの審議会の審議件数の推移は表に示すとおりです。

なお、令和元年度及び2年度について審議件数が大幅に増加していますが、これはこの2年間で「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の第2回定時見直しを実施したことによるものです。

北海道都市計画審議会運営規約を改正した場合の近6年の審議会の審議件数は、予備審査の件数が増加することとなり、平成29年度は3件増、平成30年度は6件増、令和元年度は3件増、令和2年度は9件増、令和3年度は5件増、令和4年度は1件増となり、6年間の平均で1年当たり4.5件増、審議会が年5回開催されたとすると1回の審議会当たりおよそ1件増となり、審議会の運営に大きな影響は与えないものと考えられます。

以上で北海道都市計画審議会運営規約の改正についての説明を終わらせていただきます。

本日の審議において改正案をお認めいただけましたら、令和5年度からは改正後の北海道都市計画審議会運営規約に基づき、本審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○有村会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの決議事項について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○岡本委員 岡本です。

2つあります。

1つ目ですが、常務委員会を設置した理由として、さまざま審議件数が増えていて、なかなか大変なので、軽微なものについては常務委員会で審議をして終わらせる、としていたのですが、件数が減ってきたので、しばらく常務委員会を開催してこなかったというのはわかったのですが、常務委員会を設ける前は、今、説明していただいたスライドの12

番、資料7ページの上段と同じだったという理解で、元に戻すという理解でいいのでしょうかという確認です。

2つ目は、スライドの13番の画面に表示していただいている表の数字と、手元に配られている資料の表の数字が異なるのでは、の確認です。

○有村会長 事務局から回答願います。

○都市計画課 基本計画係長 2件目については、資料7ページ下段では実際の件数、資料8ページ上段では規約を改正した場合をあてはめた数字を示しています。

○岡本委員 わかりました。

○都市計画課 基本計画係長 1件目の件ですが、もともと、都市計画法第77条の規定に基づく政令、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」において、軽易なものは常務委員会で審査することができるとなっております。

現在の都市計画法が施行されたのが昭和44年ですが、それ以降、基本的には、常務委員会において審査が行われていたので、元に戻すということではありません。

平成11年の市町村都市計画審議会が法定化された前後で、議案数が相当変わったということがあり、平成23年の地方分権一括法の関係で、多くの都市計画の権限が道から市町村に移譲されたのを契機としても、また件数が大きく変わってきています。

ただ、平成22年度は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更がありましたので、平成21年度と平成22年度は10年に一度の件数が多かった年度になりますが、平成20年度と平成23年度以降を見比べていただければ、件数が変わっていることとなります。

おそらく、今後についても、人口減少社会において、市街化区域の拡大となる区域区分の変更の案件が多くは見込まれないことから、審議件数については、現状維持もしくは、さらに減少していくことが想定されまして、審議会において全ての案件の審議をしていただくことが可能ではということで、予備審査の段階から皆様方の御意見を踏まえて案を作成して、それに基づき各種法定手続を進めたいということで、運営規約の改正を御提案させていただいているところです。

○岡本委員 上位の法律に従い、常務委員会という名前は残すけれども、実際には、件数が少なくなっていることも背景にあるということですね。

わかりました。

ありがとうございます。

○有村会長 それでは、他に、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、他に御意見等はないようですので、本件を原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本件は改正案のとおり決定いたしました。

以上で、本日予定していました議事は、すべて終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○都市計画課長 委員の皆様、御審議ありがとうございました。

次回の審議会は、令和5年5月下旬を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第311回北海道都市計画審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。